

松江市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託プロポーザル  
実施要領等に関する質問書への回答

令和 8 年 5 月 25 日更新

No.	質問事項	質問内容	回答
1	委託債権 〔仕様書 6〕	「松江市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託仕様書」の「6 委託債権」について、委託する債権の件数及び金額をご教示ください(概算でも構いません)。	令和 8 年 3 月末時点の概算で、件数は約 370 件、金額は約 42,000 千円です。
2	払込業務 〔仕様書 7(4)ア〕	①「発注者が指定する方法」と記載がありますが、口座送金や納付書等、具体的な方法をご教示ください。  ②納付書の場合、納付書の枚数は「ひと月に1枚」か「債務者ごとに1枚」か「債務者の月ごとに1枚」かそれ以外かご教示ください。  ③納付書の場合、「翌月20日まで」を「翌月25日まで」もしくは「月末まで」に変更することは可能でしょうか。	①本市が指定する口座への送金を想定しています。本市で作成した納付書による払込みも可能です。いずれも手数料は受託者負担とします。  ②納付書の場合は、「ひと月に1枚」を想定しています。  ③詳細については本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。
3	居所不明調査 〔仕様書 7(5)ア〕	転居等により請求先が不明となった債務者等は、全件居所・連絡先の調査が必須でしょうか、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。	所在不明者の居所・連絡先の調査については、原則弁護士判断での実施で構いませんが、本市からの依頼で実施していただく場合もあると想定しています。
4	相続関連調査・訪問 〔仕様書 7(5)イ・ウ〕	相続人調査や訪問は、「必要に応じて」と記載がありますが、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。	相続人調査や訪問は、原則弁護士判断での実施で構いませんが、本市からの依頼で実施していただく場合もあると想定しています。
5	定期報告 〔仕様書 7(7)ア〕	①「翌月 10 日まで」を「翌月 5 営業日まで」に変更することは可能でしょうか。  ②「紙媒体及び電子媒体」はともに電子（メール・ファイル転送サービス等）での対応でよろしいでしょうか。	①詳細については本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、差し支えないものと考えています。  ②電子データの授受においては、松江市情報セキュリティポリシーに基づき、媒体の暗号化やデータのパスワード設定等必要な措置を講じることが前提となります。  なお、個人情報を含むデータについては、情報セキュリティポリシー上、電子メールでの取扱いが認められていないため使用できません。また、USB についても同様の理由で使用で

		<p>③報告書は受託者の任意様式でよろしいでしょうか。</p> <p>④「月次業務報告書」の記載すべき項目は何でしょうか。</p> <p>⑤「収納データ」の項目に、「年度等」と記載はありますが、「年度」の項目は必須でしょうか。選定後に記載内容は協議することが可能でしょうか。</p>	<p>きません。</p> <p>USB以外の電子媒体は、先に述べた暗号化、パスワード化等の処置を行うことを前提に認めます。</p> <p>それ以外の手段としてファイル転送サービスも想定していますが、利用するサービスは ISMAP に登録されたサービスを原則とし、本市が適当と認める方法によるものとします。</p> <p>紙媒体は、電子媒体と併せて提出を希望しますが、必須とはいたしません。</p> <p>③定期報告書の様式については指定していないため任意様式とします。なお、必要な記載事項については本市と受託者間で必要に応じて協議する場合があります。</p> <p>④詳細については本市と受託者間での協議により定めることとなりますが、記載すべき項目としては、督促等実施状況（管理対象件数、訪問・文書・電話・メール催告件数など）回収実績（当月回収件数・金額、累計回収額、完納件数など）、未収状況（当月末未収件数・未収残高など）を想定しています。</p> <p>⑤「年度」の項目は、「収納年月日」の項目があれば必須ではありません。「収納選定後に記載内容を本市と協議することは可能です。</p>
6	最終報告 〔仕様書 7(7)ウ〕	最終報告の文書は任意様式でよろしいでしょうか。委託者の指定様式の場合、あらかじめ確認することは可能でしょうか。	最終報告書の様式については指定していないため任意様式とします。なお、必要な記載事項については本市と受託者間で必要に応じて協議する場合があります。
7	助言業務 〔仕様書 7(8)〕	「定期的に訪問」と記載がありますが、どれくらいの頻度で実施するのでしょうか。オンラインでの実施でもよろしいでしょうか。	概ね年 1～2 回程度を想定しています。 オンラインでの実施も可能です。
8	委託料 〔仕様書 16〕	「予算額を上限」とあるが、上限を超えた際はどのようにご対応されるのかご教示ください。	委託料は予算額を上限としており、原則として当該上限額の範囲内で業務を実施していただくことを想定しています。

			ただし、業務の実施過程において当初想定していなかった事情の発生等により契約内容の変更が必要となる場合には、必要に応じて双方協議のうえ対応を検討することとします。
9	記載なし 〔仕様書〕	委託予定債権の詳細をご教示ください。 ①初回委託予定債権の件数・金額 ②①の中で、今まで他の弁護士事務所やサービサー等に委託したことがある債権の件数・金額 ③未収発生からの期間（3年未満、5年未満、5年以上等）	①概算ですが、件数は約370件、金額は約42,000千円です。 ②委託したことがある債権の件数は約350件、金額は約41,500千円です。 ③初回委託予定債権の未収発生からの期間は、令和8年3月末時点の概算で、3年未満：160件、5年未満：100件、5年以上：110件です。
10	提出書類 〔実施要領10(4)ア〕	提出書類の④⑥⑦⑧は、写しでよろしいでしょうか。	提出書類の確認を適切に行うため、写しでの提出は不可としています。提出書類④⑥⑦⑧は、いずれも原本をご提出ください。
11	プレゼンテーション 〔実施要領11(1)〕	プレゼンテーションはオンラインでの参加は可能でしょうか。	プレゼンテーションについては、審査の公平性及び円滑な運営の観点から、対面方式により実施することとしており、オンライン参加は不可としています。
12	提出書類④⑥ 〔実施要領10(4)ア〕	履歴事項全部証明書には弁護士法人であることが表示されているため、④の弁護士法人であることが確認できる書類と、⑥の履歴事項全部証明書は同じ書類の提出許容されますでしょうか。	履歴事項全部証明書により弁護士法人であることが確認できる場合は、当該証明書をもって足りるものとします。
13	提出書類⑦ 〔実施要領10(4)ア〕	「納税義務がないことの証明書」につきまして、現在松江市役所税務管理課へ発行の手続きを行っているところでございます。万が一、参加表明書類の提出期限までに当該証明書の受領が間に合わなかった場合、その他の提出書類を期日までに提出した上で、証明書のみ後日追完させていただくことは可能でしょうか。	提出書類については、実施要領に定める提出期限までに、必要書類をすべて提出してください。提出期限後の書類の追加提出、差替え又は追完は、原則として認めません。 ただし、やむを得ない事情があると本市が判断した場合は、この限りではありません。
15	委託債権 〔仕様書6〕	①委託開始時の委託予定件数（主債務者数）、委託予定債権額をご教示ください。	①委託開始時の委託予定件数及び金額は2の回答のとおりです。

	<p>また、契約期間が継続して更新された場合に、追加の委託をどのくらいの規模（件数、債権額）で予定しているかご教示ください。（概算で結構です）</p> <p>②①の委託開始時の委託予定件数の内、過去に外部委託していた債権がどの程度含まれているか、ご教示ください。（概算で結構です）</p>	<p>契約期間が継続して更新された場合の追加委託債権の件数及び金額については、償還状況及び滞納状況の推移等により変動するため、概算であっても現時点では見積もることが困難です。</p> <p>なお、参考として、直近の追加委託実績は、約 90 件、8,000 千円です。</p> <p>②委託開始時の委託予定件数のうち、過去に外部委託していた債権は約 360 件です。</p>
--	--	--